



Newsletter

2025 年 9 月号

テーマ

税制改正

- [2025 年税法改正案の政府案を確定](#)
- [行政安全部、2025 年地方税制改編案を発表](#)

税務動向

- [国税庁、「グローバル・ミニムム課税のポータルサイト」を開設](#)

2025. 9. 30

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSG)

税制改正

2025 年税法改正案の政府案を確定

政府は 7 月 31 日（木）「2025 年税制改編案」の発表後、13 つの税法改正法律案について部署協議（8.1.～8.14.）および立法予告（8.1.～8.14.）を実施し、8 月 21 日（木）次官会議を経て 8 月 26 日（火）国務会議で政府案を最終確定しました。国税基本法、国税徴収法、租税特例制限法、法人税法 4 つの改正法律案は立法予告および法制処の審査過程で提起された意見を反映して一部修正されており、国務会議で議決された 13 つの税法改正法律案は 9 月 3 日（水）まで国会に提出され、定期国会で審査する予定です。

主な内容は次の通りです。

主要修正事項

○ 指定納付期限以後の納付遅延加算税算定方法の改編（国税基本法§47 の 4・§47 の 5）

< 修正案 > 適用時期の変更

- （‘26.7.1.以後に指定納期が到来）改正規定を適用
- （‘26.7.1.以前に指定納期が経過）‘26.7.1.以後も従来の規定を適用

< 修正理由 > 納税者の混乱防止および執行効率性の考慮

○ 実態調査員の滞納者情報の目的外使用に対する過料賦課根拠の新設（国税徴収法§116）

< 修正案 > 実態調査員が取得した情報を目的外に使用する場合の過料賦課根拠を新設

- 情報の目的外使用および他人への提供禁止違反の時、2 千万ウォン以下の過料を賦課・徴収

< 修正理由 > 滞納者情報保護の強化

○ 同業企業の損益配分時の加算税規定の整備（租税特例制限法§100 の 18）

< 修正案 > 加算税項目の追加

- 業務用乗用車関連費用の明細書提出における不誠実加算税

< 修正理由 > 同業企業加算税の合理化

○ 連結法人加算税規定の整備（法人税法§76 の 19、§76 の 21）

< 修正案 > 連結親会社の加算税項目の追加 ⇒ 連結法人の加算税項目の追加

- 業務用乗用車関連費用の明細書提出における不誠実加算税

< 修正理由 > 連結子会社の加算税計算方法を親会社に合わせて合理化させる

行政安全部、2025 年地方税制改編案を発表

行政安全部は 8 月 28 日（木）、地方税発展委員会を開催し、「国家均衡発展」と「民生経済安定」のための「2025 年地方税制改編案」を発表しました。

税制改編による改正対象法律は、地方税基本法、地方税徴収法、地方税法、地方税特例制限法、地方行政制裁・賦課金の徴収等に関する法律で、改正事項は 8 月 29 日（金）から 24 日間立法予告および国務会議等の手続きを経て 10 月初国会に提出される予定です。

主な内容は次の通りです。

主要内容

■ 地方税基本法

○ 税務調査事前通知期間の整備（法律§83）

<改正案> 税務調査事前通知期限の延長および再調査事前通知期限の別途規定

- （税務調査の場合）20 日前
- （課税前適否審査、異議申立て又は審判請求の決定による再調査の場合）7 日前

<改正理由> 納税者の予測可能性を高め、迅速な再調査により納税者の権益保護を強化するため、地方税も事前通知期限を国税規定と一致させる必要がある

■ 地方税法

○ 会員制ゴルフ場の承継取得課税の合理化（法律§13⑥）

<改正案> ゴルフ場取得税の重課対象に「会員制ゴルフ場の承継取得」を追加

<改正理由> 会員制ゴルフ場に対する課税公平性の強化

○ 法人等の住宅有償取得時、重課税追徴手続き等の補完（法律§20 等）

<改正案> 住宅取得時に重課除外対象として申告した後、要件を満たしていない場合の追徴手続き

- （申告手続き）申告・納付手続きの新設
- （納付税額）事由発生日から 60 日以内に差額を加算税なしで申告納付

<改正理由> 住宅取得後、事後事由の発生により重課税対象に該当する場合、自発的な申告納付を誘導し、加算税負担を緩和

○ 人口減少地域内賃貸住宅の取得時、重課除外等（施行令§28 条の 2 等）

<改正案> 住宅取得税の重課除外対象に民間賃貸住宅を含む

- （対象）人口減少地域所在の長期・短期（10 年・6 年）民間賃貸住宅
- （適用期間）1 年間一時的に重課除外および賃貸期間中に住宅数から除外

<改正理由> 地方中心建設投資の補強方案（‘25.8.14.）の後続措置として人口減少地域所在の民間賃貸住宅（10年・6年）の取得時に重課税および住宅数除外による地域建設景気の活性化

○ 地方竣工後、売れ残りマンションに対する重課除外（施行令§28 条の 2 等）

<改正案> 地方竣工後、売れ残りマンションの重課除外を通じた税制支援の拡大

- （対象）非首都圏所在、85 ㎡以下、6 億ウォン以下のマンション
- （適用期間）～‘26.12.31.
- （既存住宅数除外期間）～‘27.12.31.（現行住宅数除外規定と同じく追加の 1 年を既存の住宅数から除外）

<改正理由> 地方中心建設投資の補強方案（‘25.8.14.）の後続措置として既存の住宅数によって支援効果が異なる「住宅数除外」の代わり、取得税緩和の効果が高い「重課排除」に税制支援を拡大（～‘26.12.31.まで 1 年の一時適用）、売れ残り住宅の取得後、他の住宅を取得する時、税負担が加重されないよう、追加で 1 年間（～‘27.12.31.まで）住宅数から除外

○ CR リッツの地方竣工後、売れ残りマンションの購入時、重課税除外の延長（施行令§28 の 2 16）

<改正案> CR リッツの竣工後、売れ残りマンションの購入時、取得税重課税除外の失効延長

- （取得期間）‘24.3.28.～‘26.12.31.

<改正理由> 地方建設景気および住宅市場活性化の支援

○ 育児休業者代替人材の住民税従業員分課表控除の新設（施行令§78 の 2）

<改正案> 住民税従業員分課表控除の新設

- 出産前・後の休暇者、育児休業者代替人材の給与

<改正理由> 少子化時代に対応し、仕事と家庭の両立文化の拡散および代替人材の採用活性化に寄与

○ 非首都圏中小企業の住民税従業員分課表控除の新設（施行令§78 の 2）

<改正案> 住民税従業員分課表控除の新設

- 非首都圏（首都圏内人口減少地域を含む）所在の中小企業従業員に支給する長期勤続手当

<改正理由> 非首都圏（首都圏内人口減少地域を含む）の中小企業に就職した職員の地域定着誘導および青年層の首都圏への転職防止の支援

○ 法人地方所得税税率の引上（法律§103 の 20①）

<改正案> 法人地方所得税率の上方修正

- （一般法人）

課税標準	税率
2 億ウォン以下	1.0%
2 億ウォン超過 200 億ウォン以下	2.0%
200 億ウォン超過 3,000 億ウォン以下	2.2%
3,000 億ウォン超過	2.5%

- (誠実申告確認対象の小規模法人)

課税標準	税率
200 億ウォン以下	2.0%
200 億ウォン超過 3,000 億ウォン以下	2.2%
3,000 億ウォン超過	2.5%

<改正理由> 応能負担の原則による税負担の正常化

○ 誠実申告確認書提出法人の申告期限の延長 (法律§103 の 23①)

<改正案> 誠実申告確認書提出法人の法人地方所得税申告期限の延長

- 事業年度終了日から 5 か月以内

<改正理由> 誠実申告確認書提出法人に対し、法人地方所得税の申告期限を延長し、納税便利性を向上

○ 空き家の撤去後、共用・公共用使用土地の税負担追加緩和 (施行令§103 の 2、§118)

<改正案> 共用・公共用使用土地の税負担緩和期間の拡大

- 国・自治体と協約し、1 年以上共用・公共用で使用する場合、その期間全体を別途合算適用
- 国・自治体と協約し、1 年以上共用・公共用で使用する場合、その期間全体を税負担上限計算時に活用

<改正理由> 空き家に関する財産税負担減少のために追加的な支援が必要

■ 地方税特例制限法

○ 信託財産に関する減免適用特例の新設 (法律§2①8、§185)

<改正案> 信託財産における減免適用特例の新設

- 委託者が減免目的に合わせて使用する時、減免を適用 (資金調達を目的に受託者に形式的所有権を移転する担保信託の場合、委託者が直接使用するものと規定)

<改正理由> 不動産の実所有者 (委託者) が不動産を減免目的に合わせて使用する事実上の実態が同一であれば、形式的所有権移転による信託を活用する時、不利益がないよう制度を改善

○ 新築に対する追徴規定の緩和 (法律§46、§75 の 5、§90)

<改正案> 追徴規定の緩和

- (企業付設研究所) 正当な事由なく土地、建築物を取得した後、1 年 (新築の場合、該当土地に対して 2 年) 以内に企業付設研究所として認められない場合
- (人口減少地域) 正当な事由なく取得日から 1 年 (新築の場合、該当土地に対して 2 年) 以内に該当用途で直接使用しない場合
- (マウル会) 正当な事由なく取得日から 1 年 (新築の場合、該当土地に対して 2 年) 以内に該当用途で直接使用しない場合

<改正理由> 現在、1 年以内に該当用途で直接使用しない場合に追徴しているが、新築の場合、工事所要期間等により該当土地の直接使用開始の遅延可能性等を考慮し、2 年に緩和

○ 企業都市開発区域内創業企業等に対する減免延長等 (法律§75 の 2)

<改正案> 財産税減免期間の設定および減免延長

- （財産税）納税義務が成立した日から5年間50%の範囲で、その次3年間25%の範囲で条例で定める軽減率を適用
- （失効期間）2028.12.31.
- （創業範囲）「租税特例制限法」第6条第10項準用

<改正理由> 企業都市・立ち遅れた地域の開発育成を通じた地方投資促進および地域均衡発展を図る

○ 地方公企業等に対する減免延長および再設計（法律§85の2）

<改正案> 減免延長および事後管理規定の新設

- （失効期間）2028.12.31.
- （事後管理規定）取得日から1年の経過時（新築の場合、該当土地は2年）まで直接使用しない場合、直接使用日から2年未満に売却・贈与又は他用途で使用

<改正理由> 教育・文化振興等の住民福利増進支援および地域開発を通じた地域経済活性化の支援

○ 人口減少地域の住民雇用時、法人地方所得税税額控除の新設（法律§167の5）

<改正案> 人口減少地域所在の企業が地域住民を雇用する場合、法人地方所得税を税額控除

- （適用対象）人口減少地域に本店・支店等が所在する法人
- （適用要件）人口減少地域の住民（雇用時点に該当法人所在の人口減少地域に6か月以上住所を置いた人）を常時勤労者として雇用
- （適用内容）勤労者1人当たり45万ウォン（中小企業70万ウォン）を雇用した課税年度の法人地方所得税から減免（限度なし）
- （事後管理）3年以内に閉業・解散等の事由時に追徴
- （失効期限）2028.12.31.

<改正理由> 人口減少地域所在企業の住民雇用誘引の向上および住民定着の支援

■ 地方行政制裁・賦課金法

○ 過誤納金による還付に関する規定の新設（法律§7の7、施行令§5の16～19）

<改正案> 還付に関する規定の新設

- 地方行政制裁・賦課金還付金の発生時、職権支給制度運営における根拠の新設

<改正理由> 地方行政制裁・賦課金は還付手続きに関する統一された規定がなく、還付漏れ等、国民の財産損失および行政非効率が発生、還付関連規定の新設を通じて国民財産保護および還付手続きの運営を効率化

○ 徴収猶予および分納規定の新設（法律§7の9、施行令§5の12～14）

<改正案> 地方行政制裁・賦課金の徴収猶予等の新設

- 自然災害、事業の著しい損失等の事由で、地方行政制裁・賦課金を納付できないと認める時は、納付延期又は分割納付できる規定を新設

<改正理由> 徴収猶予・分割納付規定の新設により、納付義務者の負担緩和および納付便利性を提供することから納付者の権利保障および徴収率の向上

税務動向

国税庁、「グローバル・ミニマム課税のポータルサイト」を開設

国税庁は初めてグローバル・ミニマム課税の申告（2026 年 6 月）を準備する企業を積極的に支援するために、制度の核心内容を簡単に確認できるよう「グローバル・ミニマム課税のポータルサイト」を開設した（2025 年 8 月）と明らかにしました。

主な内容は次の通りです。

主要内容

○ 適用対象

- グローバル・ミニマム課税は直前 4 事業年度のうち、2 年度以上、連結売上高が各々 7.5 ユーロ（約 1 兆ウォン）以上である多国籍企業グループに適用
- 但し、政府関係企業、国際機関、非営利機関、年金ファンド等はグローバル・ミニマム課税の対象から除く

○ 課税権の配分規則

- STEP 1 適格国内ミニマム課税（QDMTT）：実効税率が 15%未満の場合、追加税額を該当所在国に納付
- STEP 2 所得合算ルール（IIR）：低税率国で追加税額を課税しない場合、追加税額を最終親会社の所在国に納付
- STEP 3 軽課税所得ルール（UTPR）：所得合算ルールが適用されない場合、追加税額を子会社の所在国に納付

○ 転換期の適用免除

- 一定要件を満たす場合、複雑なグローバル・ミニマム課税を計算せず追加税額を 0 と認める制度（グローバル・ミニマム課税の導入後、3 年間施行）
- 小額の要件：国別報告書上、該当管轄国内の総収益金額 1 千万ユーロ（約 150 億ウォン）、税引前利益 1 百万ユーロ（約 15 億ウォン）未満の場合
- 簡易実効税率の要件：単純方式で計算した実効税率が一定比率以上
- 超過利益の要件：国別報告書上、税引前利益が実質基盤除外所得以下

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2025. For information, contact Deloitte Anjin LLC